

付帯事業に関する基本協定書(案)

箕面市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、下記の条項により（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）の付帯事業に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が、甲の実施した本事業の入札説明書、要求水準書及びこれらに関連する書類（以下「入札説明書等」という。）において付帯事業について定める事項を遵守すること、及び入札における付帯事業に関する提案の内容（以下「提案内容」という。）につき履行することを確認し、甲と民間収益事業実施企業との間で締結する事業用定期借地権設定契約及び付帯事業実施に関する協定書の締結に向けて、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に運営管理するために協力必要な事項を定めることを目的とする。

（付帯事業の実施）

第2条 乙が付帯事業の内容を変更もしくは付帯事業を中止する場合は、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。

2 前項の承諾を得ずに、付帯事業の内容を変更もしくは付帯事業を中止した場合は、事業者の再募集に要する費用及び事業の遅延により甲に生じる損害として甲が合理的に定める額の違約金を甲に支払うものとする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に関し疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄合意）

第4条 本協定に関して生じた甲乙の紛争については、大阪地方裁判所をもって、第一審の管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

箕面市

箕面市長 倉田哲郎

印

乙

住 所

商号又は名称 株式会社

代表者氏名 代表取締役

印